

第7 まちの美化

1 美化推進条例及び条例に係る計画等

美しく快適な生活環境の保全, 国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展を図ることを目的として, 昭和 57 年 4 月に施行した「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例（以下「空き缶条例」という。）」を全部改正して, 「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例（以下「美化推進条例」という。）」を平成 9 年 8 月に施行した。

(1) 美化推進等総合計画の策定

美化推進条例第 6 条に基づき, 取組の指針となる基本的施策について, 美化推進等対策審議会の答申を経て, 次の 3 つの計画からなる美化推進等総合計画を平成 10 年 2 月に策定した。

- ・ 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止による都市の美化の推進に関する計画
- ・ 飲料容器の再生利用の促進に関する計画
- ・ 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止等による都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るために必要な措置を講じることを主たる目的として, 本市, 事業者及び市民により構成する団体の組織及び運営に関する計画

(2) 美化推進強化区域の指定

美化推進条例第 9 条に基づき, 市長が特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める区域について, 美化推進等対策審議会の答申を経て美化推進強化区域として指定している。

- ・ 空き缶条例に基づき, 観光地・行楽地を中心に指定していた 35 箇所の「散乱防止重点地域」に「河原町・木屋町・四条区域」を加え, 計 36 箇所を指定した。(平成 9 年 7 月)
- ・ 「地下鉄北大路駅区域」「御池区域」「阪急桂駅区域」の 3 箇所を追加指定するとともに, 「河原町・木屋町・四条区域」を拡張指定した。(平成 10 年 2 月)
- ・ 「宇治川派流区域」「油小路区域」「山科駅区域」の 3 箇所を追加指定するとともに, 「御池区域」を拡張指定した。(平成 11 年 4 月)
- ・ 「四条大宮区域」を追加指定するとともに, 「栗田口・清水地域」「油小路区域」の 2 箇所を拡張指定した。(平成 17 年 4 月)

(3) 京都市美化推進等対策審議会

美化推進条例第 17 条に基づき, 指定容器の指定, 美化推進等総合計画の策定, 美化推進強化区域の指定など, 美化推進条例の施行に関する重要事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べるため, 審議会を置いている。

(4) 自動販売機の届出

美化推進条例第 10 条に基づき、指定容器に収納した飲料を販売する事業者は、自動販売機により指定容器に収納した飲料を販売しようとするときは、市長に届け出るとともに回収容器を設置し、適正に管理することが義務付けられている。

＜総届出設置台数＞ 23,183 台（平成 23 年 3 月末現在）

(5) 罰則条項の徹底

美化推進条例第 7 条において、市内全域でごみの投棄を禁止するとともに、同条例第 29 条において、美化推進強化区域内でみだりにごみを捨てた者は、3 万円以下の罰金に処すると定めている。

このため、悪質なポイ捨て者に対する罰則条項の適用に向けて、罰則条項の周知・啓発、美化推進強化区域標示看板の設置等の条件整備を進めている。

2 市民による美化活動への支援

(1) まちの美化推進住民協定

市民及び事業者が、一定の区域を定め、当該区域内における美化の推進等を主たる目的として協定を締結し、市長が基準に適合していると認めた場合は、美化推進条例第 16 条に基づき、協定の締結者に対して、必要な支援を行っている。

(2) まちの美化実践活動助成

「京都市まちの美化実践活動助成要綱」に基づき、道路、公園、河川その他の公共の用に供する場所又は当該場所と併せてごみの不法投棄がなされた私有地である山、農地、空地等において市民団体等が自主的に実施する清掃活動に対し、清掃区域等の活動内容を記載した申請に基づき清掃用具の給付（ボランティア清掃用ごみ袋・軍手）・貸与（ほうき・ちりとり）及びごみの回収等の支援を行っている。

(3) ボランティア清掃用ごみ袋の無償配布

清掃区域等の活動内容を記載した申請に基づき、まちの美化実践活動用ごみ袋（ボランティア清掃用ごみ袋）をまち美化事務所、区役所・支所、土木事務所において無償で配布している。

また、19 年度から門掃きや定点清掃などの定期清掃活動に対しては、登録制とし、申請手続きを簡略化するとともに、まち美化事務所に来所困難な申請者へはボランティア清掃用ごみ袋等の配送も実施している。

(4) 友・遊・美化パスポート事業

美化活動を通じて、市民や観光客に、京都を愛する心を醸成することを目的としてパスポート事業を展開している。

ア 友・遊・美化パスポート

個人を対象としたボランティアを育成するための事業で、登録者には「美化パスポート」を渡している。毎月2～3回実施し、1回につき約70～160名の参加を得ている。

イ 一日美化パスポート

修学旅行生や観光客を対象とした事業で、全国観光協会、旅行代理店等の協力を得て実施している。

【市民による美化活動への支援（平成22年度実績）】

区 分	清掃活動	
	実施回数	参加人数
京都市まちの美化推進 実践活動助成要綱適用事業	2,423 回	約 250,000 人
美化パスポート事業 (一日美化パスポート含む)	25 回	2,526 人

3 企業・団体との連携による美化活動

ごみを捨てない意識づくり、捨てにくい環境づくりを目指して、清掃活動及び街頭啓発活動を実施している。

(1) 世界の京都・まちの美化市民総行動

「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、京都のまちの美化に対する多くの方々の熱意を結集し、市民やボランティア団体等に参加を呼び掛けて「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施している。

【平成22年度実績】

実施日	内 容	参加団体数	参加人数
6月6日（日）	～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」	42 団体	約 260 名
7月10日（土）、 15日（木）～16日（金）	～おもてなしの心で、美しい都市～ 「京都・まち美化大作戦」	延 76 団体	約 1,300 名
美しいまちづくり 推進月間（11月）	世界の京都・まちの美化市民総行動	—	約 20,000 名
11月7日（日）	～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」	176 団体	約 3,600 名

(2) 京都市まちの美化推進事業団

空き缶条例に基づく組織である京都市環境美化事業団（昭和 57 年 8 月 30 日設立）と美化推進条例に基づく組織である京都市美化推進協会（平成 10 年 8 月 27 日設立）が発展的に統合し、平成 14 年 11 月 7 日、京都市まちの美化推進事業団が発足した。

発足時期	平成 14 年 11 月 7 日
構 成	115 会員, 4 協賛団体及び 3 関係団体（平成 22 年度末） （飲料関係企業, たばこ関係企業, コンビニ関係企業, ファーストフード関係企業, 弁当関係企業, 旅行業関係企業, 旅客運送関係企業, 飲料容器業界団体, 飲料販売業界団体, 観光関係団体, 経済団体及び本市）
主な事業	本市における代表的な観光地, 繁華街等を中心に ①清掃活動 ②街頭啓発運動 ③ポイ捨て防止・美化啓発看板の設置 ④街頭ごみ容器の設置 ⑤ボランティア団体の育成などの事業を実施している。

【京都市まちの美化推進事業団事業（平成 22 年度実績）】

清掃活動		街頭啓発活動	
実施回数	参加人員	実施回数	配布啓発物
81 回	延 14,956 人	11 回	6,990 個

4 不法投棄対策

全庁体制による大規模不法投棄多発地対策をはじめ、住民通報に迅速に対応する体制を確立して、不法投棄の撤去に取り組んでいる。

また、不法投棄多発地及び美化推進強化区域を中心に音声啓発による定期的な監視パトロールや啓発看板の設置等に取り組んでいる。なお、常習的な不法投棄に悩む地域団体に対して、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与することにより、不法投棄の撲滅に向けた地域の実取組を支援する制度として、平成 19 年 8 月に「不法投棄監視カメラ等貸与制度」を新たに創設した。

＜平成 22 年度実績＞ 不法投棄収集量 322 t 処理件数 3,057 件

(参考) まちの美化推進住民協定締結団体

(平成 23 年 3 月末現在)

行政区	締結団体名	締結団体数	締結年度
北区	新大宮商店街美化推進会	1	平成 17 年度
	御園橋通りを美しくする会	8	平成 17 年度
	元町社会福祉協議会ボランティアサークル	1	平成 18 年度
	紙屋川を美しくする会	1	平成 21 年度
上京区	西陣学区	25	平成 9 年度
	春日学区を美しくする会	21	平成 16 年度
	烏丸迎賓館通り会	1	平成 17 年度
	上御霊堅町	1	平成 18 年度
左京区	クリーン西河原の会	1	平成 10 年度
	「心の故郷」洛北鞍馬の自然を護る会	6	平成 16 年度
	第二疏水分線の環境（桜とホテル）を守る会	1	平成 17 年度
	養正田中まちづくりの会	1	平成 20 年度
	大原地域環境美化推進協議会	3	平成 20 年度
	岩倉蛍保存会	1	平成 20 年度
	北白川公害対策委員会	1	平成 20 年度
	左京女性連絡協議会岩倉女性会	1	平成 22 年度
中京区	河原町商店街振興組合	4	平成 12 年度
	南壺井町	2	平成 13 年度
	えんえんたうんしんこう会	1	平成 15 年度
	木屋町共栄会	2	平成 19 年度
	河原町御所表繁栄会	1	平成 19 年度
	美しい高樋町をつくろう会	1	平成 22 年度
東山区	祇園オーナー協議会	4	平成 10 年度
	一橋地域女性会	2	平成 13 年度
山科区	御陵ひまわりクラブ	1	平成 15 年度
	ひまわりグループ	1	平成 16 年度
	山階東ひまわりグループ	1	平成 16 年度
	元気山科 21 クリーン安朱	1	平成 16 年度
	東山の自然と景観を考える会	1	平成 16 年度
	小野芙蓉会	1	平成 20 年度
	ニコニコグループ	1	平成 20 年度
	大宅橘会	1	平成 21 年度
	小野蚊ヶ瀬会	1	平成 21 年度
	陵ヶ岡しらゆりクラブ	1	平成 21 年度
	さんかい竹生会	1	平成 21 年度
	さんかい南部会	1	平成 22 年度
	安朱クリーンクラブ	1	平成 22 年度
下京区	京都駅周辺を美しくする会	53	平成 9 年度
	菊浜学区	23	平成 16 年度
	高瀬川・木屋町通の環境を守る会	4	平成 16 年度
南区	上鳥羽自治連合会	25	平成 10 年度
	上鳥羽自治連合会（第 2 次分）	9	平成 11 年度
	西大路駅周辺を美しくする会	9	平成 13 年度

行政区	締結団体名	締結団体数	締結年度
	大藪町町内会	1	平成 21 年度
	大築町自治会	1	平成 22 年度
	東九条上殿田町内会	1	平成 22 年度
右京区	安井自治連合会	25	平成 10 年度
	山ノ内自治会連合会	28	平成 11 年度
	嵐山を美しくする会	5	平成 18 年度
	清滝保勝会	1	平成 20 年度
	広沢有栖川を考える会	1	平成 21 年度
	西池田町町友会	1	平成 21 年度
	梅津まちづくり委員会	1	平成 21 年度
	小倉山百人一集の会	1	平成 21 年度
	南太秦自治連合会	1	平成 22 年度
西京区	桂東自治連合会	24	平成 9 年度
	桂自治連合会	19	平成 18 年度
	洛西土地改良区	1	平成 20 年度
伏見区	伏見大手筋商店街振興組合	1	平成 10 年度
	納屋町商店街振興組合	1	平成 10 年度
	伏見風呂屋町商店街振興組合	1	平成 10 年度
	竜馬通商店街振興組合	1	平成 10 年度
	住みよい街をつくる会ひまわりグループ洛水	4	平成 12 年度
	アイロードモモヤマクリーンクラブ	1	平成 16 年度
	中書島柳町を美しくする会	1	平成 16 年度
	醍醐南自治会	1	平成 18 年度
	古川南自治会	1	平成 18 年度
	ルネサンスロード向島	1	平成 18 年度
	京都市農業協同組合深草支部（北・南エリア）	2	平成 20 年度
	深草学区保健協議会	7	平成 21 年度
	石田老友会	1	平成 21 年度
	春日野少年補導委員会	1	平成 21 年度
	石田自治町内会連絡協議会	1	平成 21 年度
	小栗栖宮山自治町内会連絡協議会	1	平成 21 年度
	醍醐西校区自治町内会連合会	1	平成 22 年度
	醍醐西女性会	1	平成 22 年度
	小栗栖宮山おやじの会	1	平成 22 年度
	合計	367	

(参考) 美化推進強化区域

第1次指定区域	第2次指定区域
平成9年7月10日 京都市告示第166号	平成10年2月13日 京都市告示第317号
1 上賀茂区域 2 植物園区域 3 深泥池区域 4 雲ヶ畑・賀茂川上流区域 5 金閣寺・仁和寺区域 6 御所区域 7 糺の森区域 8 鴨川区域 9 二条城区域 10 吉田山・黒谷区域 11 岡崎公園区域 12 銀閣寺・南禅寺・哲学の道区域 13 八瀬区域 14 修学院・一乗寺区域 15 宝ヶ池区域 16 大原区域 17 鞍馬・貴船区域 18 河原町・木屋町・四条区域 19 豊国神社・三十三間堂区域 20 栗田口・清水区域 21 泉涌寺・東福寺区域 22 稻荷・深草区域 23 東山自然緑地 24 牛尾山区域 25 京都駅・東本願寺・西本願寺区域 26 東寺区域 27 嵐山区域 28 嵯峨野区域 29 化野念仏寺・落合区域 30 保津峡駅・清滝区域 31 高雄・拇尾区域 32 松尾区域 33 大原野区域 34 伏見桃山区域 35 醍醐三宝院区域 36 下鳥羽城南宮区域	新たな指定区域 1 地下鉄北大路駅区域 2 御池区域 3 阪急桂駅区域 既定の指定区域の拡張 1 河原町・木屋町・四条区域
	第3次指定区域
	平成11年4月15日 京都市告示第106号
	新たな指定区域 1 宇治川派流区域 2 油小路区域 3 山科駅区域 既定の指定区域の拡張 1 御池区域
	第4次指定区域
	平成17年4月15日 京都市告示第183号
	新たな指定区域 1 四条大宮区域 既定の指定区域の拡張 1 栗田口・清水区域 2 油小路区域